

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

令和元年9月30日（月）、11月11日（月） 計2回

◆検討内容

第5・7・9～12条の条文修正、解説文作成

◆検討結果

第2章 議会及び議員

（議員の活動方針）

第5条 議員は、第3条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

- (1) 選挙により選ばれた区民の代表者であることを自覚し、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。
- (2) 民意を把握し、区政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、誠実な職務の遂行に努めること。
- (3) 積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

【解説文】

この条は、第3条で定めている基本理念を実現するために、議員がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

- (1) 議員は4年ごとに行われる選挙で選ばれた代表者として、区民からの信頼を得ることが極めて大切です。常に品位を持ち、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、その地位による影響力を利用して関係団体などに圧力をかける行為など、政治倫理に反する行為を行わず、倫理の向上に努めることとしています。
- (2) 区民の様々な意思や考えを把握し、特定の個人や団体のみでなく、杉並区全体を見据えた視点と将来像を考えたうえで、誠実に議員の仕事を行うこととしています。
- (3) 条例案を作るなどの政策立案は、基本的に執行機関で行われていますが、議員も条例案を作成して議会に提出することができます。積極的に調査研究活動を行うことで、議案を審議し、政策を提案する（条例案を作成する）力の向上に努めることとしています。

○検討内容

解説文が条文をなぞっただけの内容だったため、具体的な事例を挙げた形の文章に修正した。（検討完了）

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができます。

2 議員が会派を結成したとき、又は会派に変更があったときは議長に届け出るものとし、議会は速やかにこれを公表するものとします。

【解説文】

この条は、会派の結成及び変更（名称変更、所属議員の異動など）について規定しています。

議員は、会派結成届を議長に提出することで、区政において同じような政治姿勢や政策に対する考え方を持つ議員が集まるグループ（＝会派）をつくり、議会活動を共にすることができます。

会派の結成方法は、折々の政治的な状況によりさまざま、①政党と同一の構成員で結成される場合、②政党の一部の構成員で結成される場合、③政党の枠を超えて結成される場合などがあります。

杉並区議会においては、一定数の議員（令和元年度現在：4人以上）が所属している会派は交渉会派と位置付けられ、その代表者で理事会（議会運営委員会理事会）が構成されます。

なお、単独で議会活動をする議員も会派結成届を提出することにより、会派として議会活動をすることができるようになっていきます。

○検討内容

少数会派の意見の聞き取りも行ったうえで、条文及び解説文の修正を行った。

→ 条文は2つの項で構成する形に修正した。

→ 「政策を共有する」ニュアンスの記載部分（_____部分）は、ここまで踏み込んで書かない方が良くもしいという意見もあったが、案文には残すこととし、全議員に案文を配付し意見集約をする段階で、調整を行うこととした。〈検討完了〉

第3章 区民と議会

(会議の公開) → 検討継続

第9条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とし、区民に開かれた議会運営に努めるものとします。

2 会議の傍聴に必要な事項は、別に定めます。

【解説文】

この条は、会議の公開について規定しています。

条文に記載している会議は原則として公開しており、誰でも傍聴（会議を見学）することができますが、プライバシー保護の観点などから非公開の会議とする場合があります。

傍聴以外に、インターネットによるライブ中継（本会議のみ）、録画中継（本会議、

予算及び決算特別委員会)による公開も行っているほか、傍聴者が審議内容について理解できるよう、委員会資料をホームページに掲載するなど、区民に開かれた議会運営を行うよう努めています。

傍聴に関する詳しいルールについては、杉並区議会傍聴規則等で定めています。

○検討内容

- ・条文…「公開」を「原則公開」に修正した。
- ・解説文…会議を非公開とする場合の記載を追加した修正案文をもとに検討。
その結果、以下の点を再修正することとした。
 - ① カッコ書きで「秘密会」という言葉も盛り込むこと
 - ② 非公開とする場合の例示に「人権問題」も盛り込むこと
 - ③ 会議が原則公開であることを強調するため語順を入れ替えること

(広報活動の充実) → 検討継続

第10条 議会は、区民が議会に関心を持ち、また理解を深めることができるよう、議会に関する情報を、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により積極的に発信するよう努めるものとします。

【解説文】

この条は、議会に関する情報の広報活動について規定しています。

杉並区議会では、現在、広報紙「杉並区議会だより」、ホームページなどの媒体を活用して、議員の紹介、本会議や委員会の日程、議案等の概要と審議結果、会議の記録などの情報を発信しています。また、定例会等の開催周知のためのポスター掲示や、区議会の仕組みや仕事についてわかりやすくまとめた「ぎかいのしおり」の発行なども行っています。

議会に対する区民の理解、関心を得ることができるよう、さまざまな方法による広報活動で、積極的な情報発信に努めることとしています。

○検討内容

- ・条文…「多くの区民が議会及び区政に関心を持てるよう」を「区民が議会に関心を持ち、また理解を深めることができるよう」に修正した。
- ・解説文…定例会周知のためのポスター掲示を盛り込んだ修正案文をもとに検討。
文章に「など」が複数回使用されているため、表記の見直しを行い再修正することとした。

(区民意見の反映) ⇒ 検討継続

第11条 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

2 議会は、第8条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めることとします。

3 議会は、法第99条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁等に提出することができます。

【解説文】

この条は、議会在が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第1項では、請願・陳情を区民等の意見を把握する機会と捉え、適切に審査を行うよう努めることとしています。杉並区議会では、請願、陳情ともに委員会で審査を行っており、審査の際には、提出者が内容の説明をする機会を設けることができますこととしています。

第2項では、議案などの審議・審査や調査を行う際に、必要に応じて、関係者や学識経験（大学教授など、学問上の知識を持つ学識者や、専門性の高い知識や経験を持つ有識者など）から直接話を聴く「公聴会制度」、「参考人制度」の活用を努めることとしています。

第3項では、請願・陳情により求められた場合など、必要に応じて、国会や関係行政庁（内閣総理大臣や総務大臣、厚生労働大臣など）、その他の機関に意見書を提出し、課題の解決に努めることとしています。意見書の提出は、議員からの提案により提出する場合があります。

◆請願・陳情◆

請願・陳情は、区政などに関する事項について議会に対し直接要望できる制度で、杉並区民以外でも提出することができます。

請願は、憲法第16条で認められている国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要です。手続きは地方自治法及び杉並区議会会議規則により定められています。

陳情も、請願と同じく議会に要望する制度ですが、法律による定めはなく、議員の紹介がなくても提出することができます。

○検討内容

- ・ 条文…「区民の意見を踏まえ」等、前置きの表現を削除した案文をもとに検討。
第3項の「必要に応じて」、「課題の解決に努めます」を削除したほかは、案文とおり了承。
- ・ 解説文…条文の修正に合わせて解説文も修正し、検討を行った。
第1項の解説文中、 部分の表記を残すか否かで意見が分かれ、結論が出なかったため、次回引き続き検討。

第4章 議会と区の執行機関

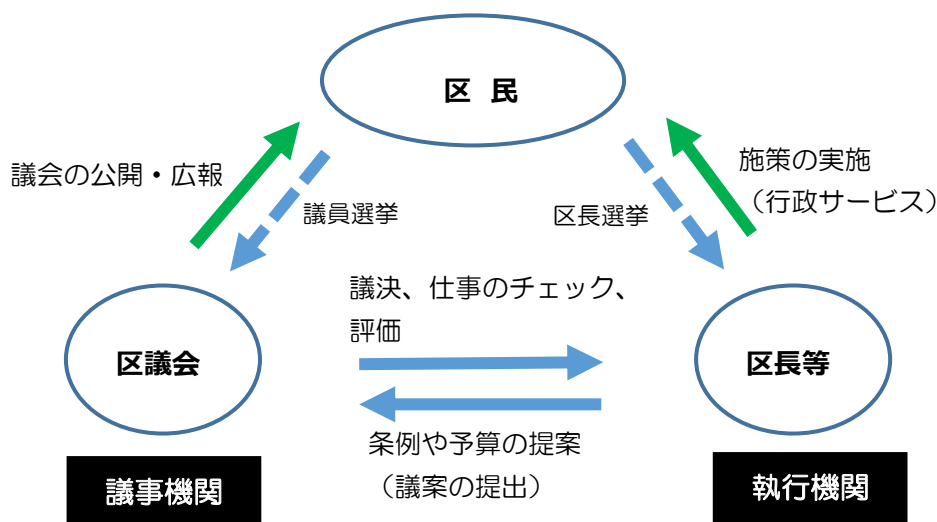
(区長等との関係) ⇒ 検討継続

第12条 議会は、区長、教育委員会、その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

【解説文】

この条では、行政の執行権限を持つ区長等と議決権を持つ議会の関係のあり方について規定しています。

区の事務を行う権限を持つ区長等と、区の重要事項（条例の制定・改廃・予算・決算など）について議決する権限を持つ議会は、車の両輪に例えられる対等な関係性があります。区長等も議会も共に杉並区及び杉並区民のために仕事をしていますが、議会は、執行機関との権限の違いを認識し、その役割を果たさなければならないことを定めています。



○検討内容

・条文…「執行機関との違いを認識し」という表現は不要との意見があり、削除することを決定した。

・解説文

(用語の統一について)

同様の意味を持つ「議事機関」・「議決機関」のどちらの用語を使うか検討。憲法、杉並区自治基本条例で使用されている「議事機関」で統一する方が良いという意見が多かった。一方、「議決」という言葉は随所に出てくる用語であり、これは残しておくべきだろうという意見があった。

(記載内容について)

議員提出議案、議案の修正、請願・陳情についての記載も加えた方が良いとの意見があった。

⇒ 次回引き続き検討